

## 書面の電磁的な方法による交付について

金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結しようとする時は、予め、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付する事が義務付けられており、「店頭デリバティブ取引説明書」および「投資助言に係る契約締結前の書面」が、その書面にあたります。電磁的な方法による交付とは、法令諸規則によりお客様への交付が義務付けられている各種書面等を、書面に代え、電磁的な方法をもって交付する事をいいます。

### 電磁的な方法をもって交付する書面の種類

- (1) 店頭デリバティブ取引に係るご注意
- (2) 店頭デリバティブ取引約款
- (3) 店頭デリバティブ取引説明書
- (4) 投資助言に係る契約締結前の書面
- (5) 契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書
- (6) 反社会勢力ではないことの確認に関する同意書
- (7) その他弊社が必要と認める書面

### 電磁的な方法の種類

1. お客様がFOREX EXCHANGE 株式会社の各お取引画面にログインした後、弊社の指定する方法で、該当書面の記載事項をお客様パソコンの画面上で閲覧に供する方法
2. お客様がFOREX EXCHANGE 株式会社へご登録頂いているメールアドレス宛てに、弊社の指定する方法で、該当書面の記載事項をメール送信する事により、お客様に供する方法
3. 閲覧ファイルに記録された記載事項を、弊社の指定する方法で、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

### 免責事項

1. 法律等の変更等何らかの理由が生じ、あるいは弊社が必要と判断した時には、弊社は電子交付ではなく既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
2. お客様が弊社に届け出た住所または事務所の所在地に宛て、またはお客様のメールアドレスに宛て、弊社よりなされた店頭デリバティブ取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰す事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に交付されたものと見なします。